　0108-01



一般社団法人日本原子力学会

表彰・推薦小委員会規約

平成28年5月24日　第8回理事会承認

（目的）

第１条 本規約は，理事会運営規程第３条３項に基づき理事会の下に設置される表彰・推薦小委員会（以下，「委員会」という）の組織・運営について定めることを目的とする。

（任務）

第２条　委員会は，次の各号に掲げる事項を審議することを任務とする。

（１）日本原子力学会賞選考会の設置および同選考会からの学会賞候補の承認

（２）日本原子力学会部会・支部表彰制度に基づき部会あるいは支部から提出された諸規程の承認

（３）本会が他機関の設置する賞の受賞候補者の推薦依頼を受けたときの関連部会の推薦に基づく候補者の推薦

（４）推薦会員候補者の選考

（５）その他，表彰に関する事項

（組織）

第３条　委員は，会長・副会長を含む理事全員とする。

２　委員会には，委員長1名，副委員長1名，幹事1名をおく。

（任期）

第４条　理事が決定された総会から次の総会までの1年とする。

（委員長）

第５条　委員長は委員の互選により決定する。

（副委員長）

第６条　副委員長は委員長の指名による。

（幹事）

第７条　幹事は，委員長が副委員長と相談の上指名する。

（幹事会）

第８条　委員会の運営を円滑に進めるため幹事会を置くことができる。幹事会は，委員長，副委員長，幹事，および互選により選出された委員若干名とする。

（小委員会の開催）

第９条　委員会は年4回を定例とし，その他委員長が必要と認めるときに開催する。

（議事）

第10条　委員会の議事は，委員総数の過半数の出席により成立する。出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（議事録）

第11条　委員会の議事録は，幹事が作成し，議案ならびに議事経過の概要，決議の主文等を記載して，委員会の承認を得て保存しなければならない。

（改定）

第12条　本規約の改定は，表彰・推薦委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

附則

１　平成13年6月27日　第434回理事会制定，同日施行

２　改定履歴

1. 平成14年4月26日　第442回理事会承認
2. 平成14年5月28日　第443回理事会承認
3. 平成16年1月27日　第459回理事会承認
4. 平成22年10月1日　第512回理事会承認
5. 規程を規約に変更　平成23年3月23日　第515回理事会承認
6. 平成28年5月24日　第2回表彰・推薦小委員会起案，第8回理事会承認

附則

１　平成23年3月23日改定の規約は，平成23年4月1日から施行する。

２　平成28年5月24日改定の規約は，平成28年6月1日から施行する。